

第 7 1 号議案

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和３年中野区条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第４１条中「第１１条第２項」を「第１１条第３項」に改める。

第４８条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第４８条 指定児童発達支援事業者は、法第２１条の５の１８第４項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第６４条中「第３４条」の次に「、第４８条」を加え、「第１１条第２項」を「第１１条第３項」に改める。

第８５条及び第８６条中「第４７条まで、第４９条から」を削り、「第１１条第２項」を「第１１条第３項」に改める。

第９０条中「第１１条第２項」を「第１１条第３項」に改める。

第９８条及び第１０３条中「第４７条まで、第４９条から」を削る。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。ただし、第４１

条の改正規定、第 6 4 条、第 8 5 条及び第 8 6 条の改正規定（「第 1 1 条第 2 項」を「第 1 1 条第 3 項」に改める部分に限る。）並びに第 9 0 条の改正規定は、公布の日から施行する。